

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに
関する特定家畜伝染病防疫指針の変更の概要について

令和元年 5 月 21 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

- 1 特定家畜伝染病防疫指針は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- 2 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「本指針」という。）については、昨年度、前回の改正から3年が経過することとなることから、本指針を変更することについて、昨年11月、食料・農業・農村政策審議会に諮問した。
- 3 本指針の変更案については、昨年12月に開催された家きん疾病小委員会において専門的な見地から議論され、その後、都道府県からの意見を聴取したところ。
- 4 上記の議論及び意見を踏まえた主な変更点及び修正案は別添のとおり。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

○：防疫指針本体、●：留意事項（局長通知）における変更点

前文、第1～第3

→ 実質的な内容の変更なし

第4 異常家きん等の発見及び検査の実施

○ 高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものが明らかな場合でも判断は必ず獣医師又は家畜保健衛生所が行う旨を明記。

また、その判断をした場合であっても、翌日も平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上のまとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所に届出することを明記。

○●異常家きん等の届出が飼養者等からあった場合の農場での立入検査時に行う簡易検査の羽数について、香川県の発生においてウイルス排泄量が少なかった事例があったことを踏まえ、死亡家きん11羽について検査を実施する旨、また、死亡家きんの採材方法について明記（生きた家きんは変更せず複数羽）。併せて、簡易検査で陽性の検体が確認された場合には、現行どおり家畜保健衛生所において遺伝子検査等を行うが、その際、採取した全ての検体の一部を検査材料として農研機構動物衛生研究部門に運搬する旨を明記。

第5 病性等の判定

○● 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認された農場で、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きんを疑似患畜とする規定について、当該他農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理の遵守等を含む厳格なリスク管理措置の要件を満たしていることが確認された場合には、疑似患畜から除外することができる旨を明記。

また、この場合、当該家きんを飼養する農場は防疫指針第9に示す移動制限区域内に所在する農場と同様の措置を講ずる旨を明記。

第6～第9

→ 実質的な内容の変更はなし

第10 家きんの集合施設の開催等の制限

○● 移動制限区域内に所在している液卵加工場の食用卵の受入を制限することについて、当該液卵加工場が GP センターの再開要件を平時から満たしていることが家畜防疫員の立入検査で事前に確認できる場合で、かつ、発生時においても当該要件を満たしていることが確認できる場合は、動物衛生課と協議の上、食用卵の受入の制限の対象外とすることができる旨を明記。

第11～第16

→ 実質的な内容の変更なし

第17 その他

○ 都道府県は、本病終息後も、家きん等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等の決め細やかな対応を行うよう努めることを明記。

(以上)